

ヒロシマはいかなる「平和」を示そうとしてきたか：  
 1947年から1950年代における広島市長「平和宣言」の基礎的分析から  
**‘Peace’ – Hiroshima Has Been Trying to Manifest:  
 An Analysis of ‘Peace Declarations’ by Hiroshima City  
 Mayors from 1947 to the 1950s**

福島 在行、桐谷 多恵子  
 Ariyuki Fukushima and Taeko Kiriya

**要旨：**本稿は「ヒロシマ」イメージの形成過程を検討するため、広島市長が毎年8月6日に発表する平和宣言を検討する。1947年から1950年代の時期を対象とする。占領期に始まる平和宣言は、朝鮮戦争による中止、占領解除という情勢の変遷を経つつも、1回の例外を除き継続し、現在までの定着を見た。またこの間、市政は濱井信三、渡辺忠雄の2人の市長に担われたが、平和宣言については、差異も認められるとは言え、通底する部分も多い。それはある種のヒューマニズムを基礎に、保革を問わず「大同団結」するという理念である。なお常に表出されるとは限らないが、平和宣言の基底には日本国憲法の平和思想が参照されている点も指摘した。

**キーワード：**広島、平和宣言、濱井信三、渡辺忠雄

**Abstract:** This article examines the process of shaping the image of ‘Hiroshima’ by analyzing the annual Peace Declarations delivered by the Mayor of Hiroshima on August 6th. It specifically focuses on the period from 1947 through the 1950s. Presentation of the Declaration started during the American occupation of Japan. Although the situation surrounding Hiroshima changed dramatically when the occupation ended, the ‘event’ took place every year except one year due to the Korean War. It has now become firmly established. During this period, the city was led by two mayors, Shinzo Hamai and Tadao Watanabe. While there are acknowledged differences in the Peace Declarations by these two, there are also underlying commonalities, rooted in a form of humanism and the ideal of ‘great unity’ that transcends political ideologies. This article also discusses that the Peace Declarations are, though not always explicit, influenced by pacifism, which is the base of the Japanese Constitution.

**Keywords:** Hiroshima, Peace Declarations, Shinzo Hamai, Tadao Watanabe

## 1. はじめに

### 1.1 課題の設定

「世界最初の被爆地・広島は、その歴史的経験をふまえ、平和を発信しつづけてきた」—

—このような短い文章があったとしよう。このような評価については批判的な向きもあるだろうが、このような広島イメージ（むしろこの場合、「ヒロシマ」イメージと呼んだ方がよいだろうか）が世に形成されているということについては、大方の賛同を得られよう。本稿が追跡し、検証したいのは、このようなイメージを形作る、その基盤がどのように形成されてきたかである。とはいえ、このようなイメージは一朝一夕で形成されるものではなく、またさまざまな変容を経て現在へとつながっている。これは「ヒロシマ戦後史」<sup>1</sup>とも呼ぶべき分野であり、そこにはいくつもの担い手（アクター）が存在している。それは例えば被爆者や彼ら／彼女らの組織する諸団体であり、大学人、文学者、ジャーナリストといった人たちであり、新聞やテレビといった報道機関であるが、その中の主要な一つに（行政としての）広島市がある。もちろん行政と市民の間には鋭く強い緊張関係が発生することも頻繁にあるが、少なくとも「ヒロシマ戦後史」の発展においては協力関係もしばしば見られる。「ヒロシマ」イメージは、このような担い手たちの協同と角逐の中で形成されてきた。

本稿が重点的に取り上げる担い手は、この広島市である。なぜ広島市か。第1の理由は、行政組織というものが連続性を保っており、地域の経年の変化（あるいは無変化）を追うに当たり、一つの軸とすることができるという点である。そして第2の理由は、第1の理由を「ヒロシマ戦後史」において具体化したものになるのだが、毎年8月6日に「平和祭」（後「平和記念式典」）が開催され、市長が「平和宣言」を読み上げるというイベントが現在に至るまで定着しており、ここにある種の「ヒロシマ」イメージの典型を読み取ることが可能だという点にある。このことから本稿では、広島市長の平和宣言の形式や内容を分析することを通じて「ヒロシマ」イメージの解明に接近したい。

とはいえ平和宣言はすでに70年以上に渡り発表されつづけており、すべてを検討するには相当の紙数を必要とする。そこで本稿では、最初の平和宣言から1960年代に入る直前までの時期を対象として、言い換えれば濱井信三市長と渡辺忠雄市長の時期を対象として、検討を行うこととしたい。というのも、2度目の濱井市政の跡を継いだ山田市政は、広島市に「平和行政」を実施とするための施策をいくつも打ち出し、広島市の「平和」施策は一つの画期を迎えることになったのであり、この直前までを一つのまとまりとして取り上げることに妥当性があるからである。さらに本稿で検証する内容を先に言えば、1950年代末の平和宣言は、時代的な揺らぎを反映しつつも、それまでの広島市の「平和」への態度を非常によく体現したものとなっており、その意味でも画期として区切ることが相応しいと言える。

## 1.2 先行研究について

広島市長の平和宣言は、広島における「平和」観や「平和」意識を読み解くための素材として、これまでからもしばしば研究の対象とされてきた。広島市の平和宣言についての先

行研究として最も基本的な文献は、宇吹暁の『平和記念式典の歩み』（財団法人広島平和文化センター、1994年）である。同書はブックレットサイズの小冊子であるが、最初の「平和宣言」発表以前の原爆死者の慰霊から始まり、1994年までの平和祭及び平和記念式典と平和宣言の概要と変化を網羅的に整理したものであり、本稿も同書に多くを負っている。その他の先行研究としては、鎌田定夫「広島・長崎両市の「平和宣言」－その40年の軌跡と意義」（『平和文化研究』第8集、長崎総合科学大学長崎平和文化研究所、1985年）、鎌田定夫編『広島・長崎の平和宣言－その歴史と課題』（平和文化、1993年）、新宅匠「『平和』の語りの変遷－広島平和宣言を中心に」（広島大学大学院総合科学研究科「広島市民の平和意識」調査チーム『「広島市民の平和意識調査」結果報告書』広島大学大学院総合科学研究科「広島市民の平和意識」調査チーム、2012年）、和泉志津恵・佐藤健一・川野徳幸「経時的に観測されたテキストデータに対する変化係数モデルに基づく統計的な分類方法と視覚化について」（『計算機統計学』第28巻第1号、日本計算機統計学会、2015年）、ファン・デル・ドゥース・ルリ、川野徳幸「『ひろしま』アイデンティティの変遷－平和宣言日英比較1947－2018実証研究から」（『広島平和科学』第40号、広島大学平和センター、2018年）、富田哲治・佐藤健一・和泉志津恵「広島・長崎平和宣言における平和観の経時変化の違いについて－単語出現頻度に基づく考察」（『広島医学』第71巻第4号、広島医学会、2018年4月）、渡壁晃「広島・長崎平和宣言からみた平和意識の変容」（『社会学評論』第286号、日本社会学会、2021年9月）といったものがある。これらの先行研究は基本的に第1回からそれぞれの執筆時点までの平和宣言を通時的に対象としている。鎌田らの作業はこれからの平和宣言のあり方を考えるために過去の平和宣言の内容を振り返って検討するという、現在的問題意識の強いものである。一方、最近の研究は使用された言葉の傾向等を分析するものが主流となっている。

これらを概観して分かるように、本稿のように時期を限定し、(限定的ではあるが)時代背景にも目を配った歴史研究的接近はほとんどなく、その点は本稿の特徴と言えよう。

なお広島市長による平和宣言は、第1回から現在まで、広島市のホームページで全て閲覧できる<sup>2</sup>。本稿が検討対象とする時期は平和宣言の原本が残っていないため、同ホームページ掲載の平和宣言を資料として用いることとする。

### 1.3 便宜的な時期区分

本論に入る前に広島市における平和宣言の概略を示しておこう。最初の平和宣言が読み上げられたのは被爆2周年に当たる1947年8月6日に初めて開催された「平和祭」においてである。平和祭は翌年、翌々年と開催されたが、1950年は朝鮮戦争の影響で中止された。1951年、今の平和記念式典に直接的に続く式典が開催され、現在に至るまで毎年開催されている。平和祭中止の1950年は宣言は発表されなかったが、それ以外は毎年、発表されている。平和宣言は広島市の「平和行政」を直接的に規定するものではないものの、国内外

に向けて発される公的メッセージである。

平和宣言の分析に当たり、本稿では時期を次のように区分する。この区分はあくまで議論上の便宜的なものであり、厳密な区分でないことはお断りしておく。まず、第1回平和宣言が発表される1947年までを前史として取り扱う。第1回平和宣言以降については、1947年から50年までを第1期、平和祭が平和記念式典に変更となった1951年から54年までを第2期、市長が交代した1955年以降を第3期として話を進める。

## 2. 前史としての「平和宣言」以前－木原七郎に見る広島市の自画像

平和宣言の分析に入る前に、被爆直後から第1回平和祭までの時期で、その後の広島市の「平和」認識に関わる問題を若干取り上げておこう。取り上げたいのは戦後初の市長であり最後の官選市長でもある木原七郎の発言である。1945年8月6日の原爆被害で当時の市長・栗屋仙吉が死亡し、同年10月、木原が市長に就任した<sup>3</sup>。彼は同年12月6日の施政方針において以下のように述べている<sup>4</sup>。「御承知の通り本来広島の様子は軍隊、官署、学校三署に依ってその繁栄を来たしたのであります。特に日清日露を始め戦争の度毎に急に膨張致し、広島の様子は東亜戦争の終結まで軍都を以て誇りと致して居ったのであります。然るに原子爆弾の一撃に依りまして、美事に軍都広島を破却一掃致し、此の一撃は市民の軍国主義を根絶せしめたと同時に広島市が軍都と正反対の平和学術教育の都市として再出発すべき絶好の機会を与えられた、斯う云ふ中国新聞紙上の批評に対しましても私も全然共鳴するもので、此の方面の計画にも大いに努力すべきであります。」

「軍都」を誇りとした都市<sup>5</sup>から「平和学術教育」への転換が早くも45年末に示されている。平和都市という言葉こそまだ使われていないが、これからの広島は「軍都と正反対」の価値を持つ都市と成るべきだという木原のこの主張は、その後の広島市の都市像を先取りしていると言える<sup>6</sup>（そのような転換をもたらした要因を市民の努力ではなく原爆に求めている点にも注意をしておく必要があるだろう）。

## 3. 広島市長の「平和宣言」をめぐる検討

### 3.1 第1期：被爆直後から朝鮮戦争まで（1947～50年）

#### 〈第1回 平和宣言〉（1947年）

第1回平和宣言の分析に入る前に、その舞台となる平和祭の開催過程にふれておこう。1947年4月、戦後初めて選挙により市長が選出され濱井信三が当選する<sup>7</sup>。彼に対し、NHK広島中央放送局長の石島治志は、「被爆市民の平和への意志を全世界に公表するために<sup>8</sup>」平和祭開催を提唱した。広島商工会議所内でも平和祭開催の機運が高まっていた。この動きを背景に、濱井は米軍政部に平和祭開催の打診を行い、了解を取り付けた。6月20日、

広島市役所、広島観光協会、広島商工会議所の3者により広島平和祭協会が設立され、濱井が会長となる。広島市を世界平和実現の原点にしようとする願いから、毎年8月6日に平和祭を挙行し、市長が平和宣言を行うことなどが決定され、同年8月6日、現在の平和記念公園の一角に設えられた広場で第1回平和祭が開催された<sup>9</sup>。この場で濱井によって最初の平和宣言が読み上げられたのである。

最初の宣言なのでやや詳しく検討しよう。宣言は冒頭で「われら広島市民は、いまこの広場に於て厳粛に平和祭の式典をあげ、われら市民の熱烈なる平和愛好の信念をひれきし、もって平和確立への決意を新たにしようと思う」と述べる。そして「昭和20年8月6日は広島市民にとりまことに忘れることのできない日」、「世界最初の原子爆弾」、「広島市は一瞬にして潰滅」、「十数万の同胞はその尊き生命を失い」、「広島は暗黒の死の都と化した」と原爆被害を語る。これに続き、「しかしながらこれが戦争の継続を断念させ、不幸な戦を終結に導く要因となったことは不幸中の幸い」、「この意味に於て8月6日は世界平和を招来せしめる機縁を作ったものとして世界人類に記憶されねばならない」と世界史的意義を説き、「われらがこの日を記念して無限の苦悩を抱きつつ厳粛な平和祭を執行しようとするのはこのため」、「戦争の惨苦と罪惡とを最も深く体験し自覚する者のみが苦悩の極致として戦争を根本的に否定し、最も熱烈に平和を希求するものであるから」と、(被爆した)広島市民が8月6日に平和祭を挙行する理由を述べる。

このような前半に対し、後半は「この恐るべき兵器は恒久平和の必然性と真実性を確認せしめる「思想革命」を招来せしめた」、「原子力をもって争う世界戦争は人類の破滅と文明の終末を意味するという真実を世界の人々に明白に認識せしめたからである」、「これこそ絶対平和の創造」と、原子戦争が人類の破滅をもたらすという危険性を訴える。

そして末尾で、「この地上より戦争の恐怖と罪惡とを抹殺して真実の平和を確立しよう／永遠に戦争を放棄して世界平和の理想を地上に建設しよう／ここに平和の塔の下、われらはかくの如く平和を宣言する」と結ぶ。

ここから次のことが確認できる。まず宣言を発する「主体」が「われら広島市民」となっている点である。市長が市民を代表して語る以上、このことは当然とも言えるが、基本となる点なので確認しておこう<sup>10</sup>。次に確認できるのは、「昭和20年8月6日」が忘れることのできない日であること、だからこそ8月6日という記念日にこの式を設定したことである。先述したように広島平和祭協会は毎年8月6日に平和祭を挙行することを視野に入れており、宣言でもあらためてその点を表明したと言える。

確認すべき3点目は、主体と記念に続き、都市としての広島と広島市民とが大いなる惨禍を被ったことが述べられている点である。第1回宣言では「加害」と対にならざるを得ない「被害」という言葉は使用されず、続けて〈原爆投下が世界大戦を終結させる要因となった〉といういわゆる原爆平和招来説でこの日の意味づけをしている。ただし平和招来説は第2回以降には見られないことを考慮すると、占領下の初の平和祭で宣言を述べるに当たっ

ての配慮と解するのが妥当であろう。加えて、平和招來說にのみ目を奪われなければ、この1文に示されている重要な要素も確認できる。「8月6日は〔……〕<sup>11</sup>世界人類に記憶されねばならない」と説かれている点である。つまり広島原爆の歴史の意味は、広島市民にとって重要であるばかりでなく、世界人類にとって重要だ、と言っているのである。そして、「戦争の惨苦と罪悪とを最も深く体験し自覚する者のみが苦悩の極致として戦争を根本的に否定し、最も熱烈に平和を希求するものである」として広島市民が平和を希求する資格を有する者であることを示そうとする。ただし、この文言は、まずは広島市民自身について述べたものであるが、同時に第2次世界大戦を潜り抜けた人々全体に対し拡張可能である文言となっていることも確認しておこう。「戦争の惨苦と罪悪とを最も深く体験し自覚する者」という表現は原爆被害に限定されていないからである。

このような前半に対し、後半は現代世界の危機を述べる。「原子力をもって争う世界戦争は人類の破滅と文明の終末を意味する」。だからこそ「新しい人生〔人類の生活といった意味か〕と世界の誕生」が必要とされる。そして、前半と後半とを合わせ、末尾3行の「宣言」へと至るのである。

第1回宣言は後に比べても「宣言」という形式が素直に表現されており、理解しやすい。とくに末尾3行は「われら」の決意表明であり、行動の宣言である。自分たちがどのような考えを持つかを表明し、それに基づき行動することを世に広く知らしめるのである。この呼びかけは、まずは「われら広島市民」が主体となり、「世界の人々」(＝他者としての広島以外の人々)に対して行うものである。「世界の人々」は、呼びかけられることにより広島に応答すべき位置に置かれる。しかし「世界の人々」はただ呼びかけられるだけではない。なぜなら彼／彼女らもまた「永遠に戦争を放棄」する行動に参加すること(変革の主体となること)を呼びかけられているのだから。宣言は、呼びかけの主体＝「われら広島市民」とそれ以外の人々を当初は区別しながらも、戦争を放棄するという行動の過程において「われら広島市民」と「世界の人々」という二つの主体が一つの主体に統合される可能性も含み持っているのである。

先回りした評価になるが、このような第1回宣言の構造は、細部においては様々に変化しても、第2回以後の宣言にも陰に陽に反映されており、宣言を通時的に把握する上での基礎的な手がかりを与えてくれる。そのことを確認した上で、第1回宣言が明示していない困難を若干指摘しておこう。第1は「広島市民」とは誰かという点である。この「広島市民」が、まずは個々の市民ではなく集合としての市民であることは明白だが、そこには誰が含まれるのか。市民には直爆被害者もいれば、例えば疎開や出征で当時広島におらず敗戦後に戻ってきた人々もいる(そして直爆被害者の割合は年々低下する)。その誰の声を、市長は代表し語るのか。民主的組織における代表の問題が、ここには常に存在し、だからこそ平和宣言は、評価される一方で常に批判に晒されるのである。第2は同様に「世界の人々」とは誰かという問題である。占領下の広島市の式典が原爆についてふれることは当

然ながら占領軍に警戒感を抱かせるものであったし、そこで原爆投下の責任に言及することは事実上不可能であったろう。その意味で第1回宣言が原爆投下に関する米国の責任についてふれていないのは当然であった。また明確な冷戦の開始以前でもあり米ソという核大国の名前が出ていないこと、国際機関への言及もないことなど、「世界の人々」に国家や国際機関が入るのかどうかも明確ではなかった。このため「世界の人々」の具体的な像がぼやける結果となり、漠然と世界の市民といったイメージを喚起している。しかし、国家あるいは国際機関への具体的な期待は、占領が解除された1952年以降の平和宣言でもほとんど言及されることはなかった（少なくとも濱井・渡辺市政においては）。この点も、平和宣言を考える上で頭の片隅に入れておこう。

ここまで整理した上で、第2回以降の平和宣言の検討に入ろう。

### 〈第2回 平和宣言〉（1948年）

1948年6月、広島平和祭協会は「世界平和運動に主力を注ぐ」ため広島平和協会と改称され、市長の平和宣言を恒久的なものとするほか、世界の160都市の市長にメッセージを送ることにした。8月6日、平和祭が前年と同じ会場（新たに平和広場と呼ばれた）で挙行されたが、この形式が現在の平和記念式典の原形（市民の動員と盛大な式典開催）となったとされる<sup>12</sup>。

この年の宣言の特徴は、何よりもまず原爆平和招來說が姿を消したことである。以後この説は（現在に至るまで）どの市長の時代においても登場しない。

ではどのような表現が用いられているか。宣言の冒頭は、「3年前のこの日、この朝、我等の父祖の都市は一瞬にして暗黒の死都と化し十数万の市民は尊い生命を捨てた。その惨状は今尚我等の脳裡を去らない」と述べ、原爆の「一瞬」性、被害者の多数性、忘却の困難を説く。しかし、「この戦禍は将来の戦争が如何なるものであるかを示唆し、戦争に因る人類絶滅の危険を警告すると同時に戦争の為に傾注せられた人類の努力と創意とを以てすれば、世界平和の建設が決して不可能でないことを確信せしめた」と文章は続く。その「教訓を生かすことこそ、地下に眠る犠牲者の犠牲を意義あらしめる唯一の道であり、世界人類に対する最大の貢献でなければならない」と。この年、濱井の宣言に明確に原爆の「犠牲者」が登場した。それは「教訓」とセットになったものであった。

もう1点、取り上げておきたい点がある。「我等は神意を信じ歴史を信じ「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」し原子力時代をして恒久平和と新なる人類文化創造の輝かしい時代たらしめねばならない」という表現の引用部分である。これは明らかに日本国憲法前文であり、広島の平和の背景に憲法が据えられていたことに注目しておきたい<sup>13</sup>。もっとも同じ一文に原子力時代への期待が見出されることも、今となっては見過ごせないだろう。

### 〈第3回 平和宣言〉(1949年)

この年の平和祭は、昨年までの平和広場ではなく、やや北に位置する市民広場（基町）で開催されるという変更があった。

この年の宣言は、前年と同様に8月6日を広島市民が「尊い命を捨てた日」とし、「地下に眠る市民の犠牲の意義あらしめる」必要があることを述べている。3度の宣言を通じて濱井は、原爆犠牲者＝死者たちに繰り返し言及する一方で、生き延びた原爆被害者（濱井もその1人）への言及がない。その背景には、原爆被害者を襲った原爆後遺症の解明が進んでおらず（研究成果の発表がプレスコードに統制されたことの反映）、自主的な被害者団体の結成も未だなく、市長である濱井にとっての目下の課題は都市の戦災復興だったことがあるだろう。この点に関連して特筆すべきは「広島平和記念都市建設法」である。同法は広島市が日本政府に働きかけて成立に至った、広島市のみを対象とする特別法であり、49年5月に国会通過、7月の市民投票を経て8月6日に施行された。同法は「広島を平和記念都市として建設する」という、やや抽象的な目的を掲げた法律であるが、このことにより広島市は都市計画において戦災復興都市計画とは別の国の財政的支援を受けることを得たのである。この点は宣言においても「さきに日本国会を満場一致で通過した広島平和都市法も本日付けをもって公布実施せられる」と言及されており、また同日その場で平和記念都市デザインコンペの優勝者が発表され、丹下健三案の1等授賞が告げられた。なお同法成立のために広島市が行った請願運動の中で日本国憲法の平和原則や第9条がその理念を導くものとして繰り返し言及されていたこと<sup>14</sup>（しかし成立後はその言及が急速に減少すること）も記憶されておいてよいだろう。

国内だけでなく国外への言及もある。「8月6日を世界平和日に指定し広島を世界平和センターたらしめようとする運動が広く全世界に展開せられ、また永遠に戦争を防止する強力な世界組織樹立運動が漸次拡大されつつあることは実に欣快にたえない」という文言である。「広島を世界平和センター」にする運動とは、渡米して原爆被害を訴えた谷本清牧師（被爆者）と彼に賛同した平和活動家ノーマン・カズンズらによる「ヒロシマピースセンター」設立に向けた運動のことであろう<sup>15</sup>。また「永遠に戦争を防止する強力な世界組織樹立運動」は、濱井自身も深く共感していた世界連邦運動<sup>16</sup>のことではないかと推察される。さらにこの年は、4月にパリとプラハで第1回平和擁護世界大会が開催、これを機に国内でも平和擁護日本大会が開催されるなど<sup>17</sup>、左翼系の平和運動にも進展のあった年であった。

国内外の動きを幅広く見据える一方で、広島市や市民が自主的な主体となる運動を具体的に提示した訳ではなかったこともこの時期の宣言の特徴であった。しかし、「原子力時代」に警告を発する土地として広島が存在し、そこに所在する都市は「平和記念都市」（あるいは単に「平和都市」）たるべし、という信念は継続して読み取ることができる。

### 〈平和祭中止、宣言出されず〉（1950年）

この年、平和宣言は出されなかった。平和祭自体が中止になったからである。直接の背景は朝鮮戦争である。1950年6月25日、市が第4回平和祭の計画を進める最中に朝鮮戦争が勃発した。その後も準備は進められたが、8月2日、広島平和協会常任委員会が平和祭の中止を決定した。これは直接には、「〔GHQの中国地方〕民事部ならびに国〔家地方〕警〔察広島県〕本部県管区本部長、〔広島〕市警〔察〕本部長との交渉」の結果とされた<sup>18</sup>。広島市警察本部は「反占領軍的又は非日本的と思われる集会、集団行進又は集団示威運動等は禁止の方針」を「決定」し、集会を強く牽制した<sup>19</sup>。市の平和祭自体が直接に問題視されたのか、派生的に惹き起こされるであろう市民の活動を警戒したのか、あるいはその両方かは定かではないが、戦争という現実の中で原爆や広島を含む「平和」は一気に「危険思想」となり「犯罪になった」<sup>20</sup>のである（アメリカ合衆国大統領ハリー・トルーマンが原爆使用の可能性に言及したのは同年11月であった）。その一方で今の平和記念公園にあった平和塔の鐘は午前8時15分に鳴らされ、市内にサイレンが響いて市民に一斉の黙禱が促され、戦災供養塔前では広島市戦災死没者供養会主催の慰霊祭が例年のとおり執行されていた<sup>21</sup>。警戒された「平和」には、明らかに傾向性があったのである。

## 3.2 第2期：朝鮮戦争からビキニ事件まで（1951～54年）

### 〈第4回 平和宣言（市長あいさつ）〉（1951年）

朝鮮戦争開戦の翌年の1951年は「平和祭」（平和式典）が開催された。ただし、昨年同様、「平和祭は認めるが、これは同日を市民の厳粛な祈りとする建前であって、平和運動の美名にかくれて反占領軍的あるいは反日本的行動は断じて許されぬ、市民はこのことを十分了解されて、不用意にこの種集会などに参加して政令第三百二十五号違反あるいは公安条例など違反に問われることのないよう注意していただきたい」（8月3日発表の広島市警と同公安委員会の声明）<sup>22</sup>という状況下での開催であった。サンフランシスコ講和条約調印の約1月前であったが、占領解除の兆しは、少なくとも広島8月6日においては見出すことができなかつたと言える。

この年、平和祭で市長が読み上げた文章は「平和実現への一里塚」と題された「市長あいさつ」であり、厳密には「平和宣言」ではなかったが、広島市政史上「平和宣言」の一つに数えられている。本稿もそれを踏襲する。

この年の宣言は、第1回から第3回までの宣言とは大きく異なるものであった。広島市と広島市民の「犠牲」を説き、それが「人類の破滅を示唆」するものであり、「恒久平和招来のため」広島市民は「子々孫々にもわたるねばり強い努力」をすることを誓うという流れは第1回宣言と通底するが、その分量は全体として半分程度になっている。そして、「犠牲者の霊を慰めるとともに平和への深き祈りを捧げて、30万市民うって一丸となり平和都市建設の礎とならんことを誓うものである」と結ぶ。「犠牲者」の慰霊はこの年から宣言に

含まれるようになり、(宇吹が指摘するように) 1952年以降の宣言からより明確になっていく。

#### 〈第5回 平和宣言〉(1952年)

この年の大きな特徴は、何と言っても講和条約が発効し占領が解除された状況下で8月6日を迎えたことである。1952年に入り、様々な雑誌で原爆特集が組まれた。代表的なものとしては『アサヒグラフ』1952年8月6日特別増刊号「原爆被害の初公開」、『世界』第80号(1952年8月)小特集「八月六日の記念」、『改造』第33巻第17号(1952年11月増刊)「原爆特集・この原爆禍」等である。丸木位里・赤松俊子『原爆の図』(青木書店、1952年4月)や峠三吉編『原爆詩集』(青木書店、1952年6月)も刊行されている<sup>23</sup>。

また市としての大きな変化は、建設中の平和記念公園の中央に位置する中心的な存在「原爆死没者慰霊碑<sup>24</sup>」が完成し、8月6日に除幕されたことである。広島平和記念資料館、広島平和記念館、広島市公会堂ははまだ建設中ではあったが、慰霊碑から原爆ドームを見通す構成はここにひとまず完成した<sup>25</sup>。

この年の宣言も前年と同様短いものであったが、占領解除後とは思えないほど文章が抽象的である。原爆被害については「7年の間、私たちは心にうけた恐ろしい傷あとをじっと見つめてきた。思えば人間の犯しうる過失の余りにも深刻なのに戦いつせずにはいられない」と述べるに止まっている。そしてこのような被害を受けた者が平和を希求するという部分が除かれ、一足飛びに「人間の善意と寛容」に訴えるのである。

宣言の形式における大きな変化は、その末尾である。宣言は「私達は素直に反省し、このことを個人としての、また市民としての責任において考え、かつ実践することを尊い精霊たちの前に誓うものである」と結ばれており、この誓いが「尊い精霊たち」つまり犠牲者の霊に対してなされる構図を作っている。以後、基本的にこの形式が踏襲されていく<sup>26</sup>。

なお、原爆死没者慰霊碑をめぐってはこの年、二つ興味深い出来事が起こっている。短かった平和宣言を補足的に検討するものとして、後ほど取り上げる。

#### 〈第6回 平和宣言〉(1953年)

1953年の第6回宣言は、非常に抽象的だった前年の宣言に比べて具体性がやや回復し、論理においても「原爆下の広島の惨状」を述べ、「原子爆弾ののこした罪悪の痕は、いまなお、消えるべくもなく続いている」とその被害の継続性を指摘し、広島原爆禍が「今後の戦争の深刻さを警告」するものであり、「人類が自らの滅亡を望まないならば、再び武器をもって争ってはならない」と戦争を戒めている。この論理は平和祭で読み上げられた平和宣言の構図に回帰しているが、被害がいまなお続いていることへの言及は初である。ここに占領解除の一つの影響を見て取ることができる。つまり、被害の継続性を訴えること自体が可能になったという事実に加え、原爆被害者の医学的調査が進展し<sup>27</sup>、その後遺

症的影響が明瞭に示されるようになったのである。

そして、「われわれは、世界最初の原爆を身をもって知った広島市民として、全世界の人々に、重ねてこの事実を伝え、われわれもまた、決意を新たにして、平和確立のために精進することを謹しみて地下の貴き御霊に誓うものである」と結ぶ。「われわれ」「広島市民」が「全世界の人々」に訴え、自らもまた「平和確立のために精進する」ことが宣言されるという形式は第1回宣言と同様の構図だが、その誓いは「地下の貴き御霊」（広島原爆の犠牲者）に対して誓うという、前年から始められた形式が踏襲されている。

#### 〈第7回 平和宣言〉（1954年）

1954年は核問題に関する歴史上の一大事件が起こった。ビキニ事件である。米国の水素爆弾実験は52年から南太平洋で開始されていたが、54年3月にマーシャル諸島で実施された水爆実験は広島型原爆の1000倍の威力といわれ、当該地域が放射能汚染されただけでなく、ビキニ環礁東方110キロメートルでマグロ漁を行っていた日本の第五福竜丸<sup>28</sup>の乗組員たちがいわゆる「死の灰」に被曝し、3月16日にそのことが報じられると大きな反響を呼んだ<sup>29</sup>。

宣言にもこの事件が反映されている。「今や、原子爆弾につぐにさらに恐るべき水素爆弾の出現を見全人類の運命は愈々滅亡の脅威に曝されるに至った」という事実を述べ、さらに「人類史上これにまさる危機があったであろうか」と続ける。そして、「われわれ広島市民は、自らの不幸と意思を合わせてこれを坐視するに忍びず」、「人類が再びその惨劇を繰り返すべからざることを警告し」、「われわれもまた決意を新たにして平和確立のためにまい進せんことを」誓う。ここで重要なのは、「自らの不幸と意思を合わせてこれを坐視するに忍びず」という表現である。これまでの宣言では、人類が滅亡の危機にあることは指摘しつつも、それはあくまで未来において招来される危険性のある出来事であり、いまだ生起していない事態への危惧であった。これに対しビキニ事件は、その危険性をより高めるだけでなく、「広島市民」にとっても「坐視」できない、つまり広島以外の地において現出してしまった新たな「惨劇」なのである。曖昧な表現になっているが、この年の宣言は、広島（と長崎）の原爆禍に加え、原水爆の実験をも現実の惨禍として捉えたと評価できる。その点において、「広島市民」は、呼びかけの主体であるだけでなく、（水爆実験の被害者から）呼びかけられる存在＝応答すべき存在としての立場にも置かれたのである。ただしこの呼びかけられる存在としての「広島市民」は、翌年以降また姿を消す。広島の他者の声が再び現れるのは1980年代後半を待たねばならない<sup>30</sup>。

なお、ビキニ事件を機に国内で原水爆禁止を求める署名運動が東京都杉並区の「主婦たち」の主導で開始されて大きなうねりとなり<sup>31</sup>、その影響もあって平和記念式典参加者数は前年の3000人に対し2万人と急増を示すのだが<sup>32</sup>、その状況はまだこの年の宣言には反映されていなかった（原水爆禁止運動広島協議会の結成は1954年9月7日である）。

### 〈注目すべき出来事 (1) 原爆死没者慰霊碑の設計者問題〉

ところで、第2期の平和宣言を多角的に検討する上で注目すべき出来事が二つ、1952年に生起している。一つは原爆死没者慰霊碑の設計者をめぐる騒動であり、もう一つは同じく原爆死没者慰霊碑の碑文の解釈をめぐる論争である。

まず設計者問題から見て行こう。平和記念公園全体の設計者である丹下健三は1951年、イサム・ノグチを原爆死没者慰霊碑の設計者として広島市長に推薦し、設計を依頼した<sup>33</sup>。ノグチも力を入れて取り組み、出来上がったデザインを丹下は1952年2月に東京で開催された建設省の平和記念都市建設専門委員会に諮った<sup>34</sup>。この席上で、ノグチ案を見せられた東京大学建築学科教授・岸田日出刀<sup>35</sup>が難色を示した。岸田は、デザインの良さを認めつつも、次のように述べたと言う。「日本の建築家とアメリカの彫刻家とが互に協力して、ひとつのりっぱな作品を創り上げるといふことは、たいへん結構なことであるにちがいない。だが、広島平和記念公園の中心になる慰霊堂の場合はどうか。原爆を落としたのはアメリカであり、そしてイサム・ノグチ氏はアメリカ人だということを忘れて欲しい」、「ノグチ案の審議にあたり、「この大切な記念施設のヘソに当たる慰霊堂は、何としても日本人の手による作でありたい。しかも当代稀にみるすぐれた青年建築家丹下健三が一等当選者となり、精魂を傾けてその計画設計に当るべき慰霊堂の設計を、何を好んでアメリカの彫刻家イサム・ノグチにやってもらう必要があるのか?」とわたくしは熱心に強く主張した<sup>36</sup>。岸田の難色は、原爆死者（ただしここで想定されている死者は日本人）の慰霊の施設（しかも平和記念公園の中心に位置する）を、原爆を落とした国の人間が設計することに対する拒絶だった<sup>37</sup>。

これまで見てきた通り、広島での平和宣言では、国家や民族が直接に顔を出すことはなく、当然、具体的な国家としてアメリカや日本が名指されることもなかった。それは占領解除後も同じであり、ビキニ事件の時ですら米国にふれていない。岸田が示したのは、濱井の示して来た広島の平和発信が避けてきたものであった。そしてそれが広島ではなく東京から発信されたことにも注意を払っておこう。

### 〈注目すべき出来事 (2) 原爆死没者慰霊碑碑文問題〉

二つ目の出来事は、原爆死没者慰霊碑に刻まれた碑文の解釈をめぐる生起した問題である。原爆死没者慰霊碑には「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」という文章が刻まれた石板が設置されている。明確な主語を持たない日本語表現である本文に対し、その主語が誰かをめぐって不満が呈されたのである<sup>38</sup>。ごく初期に呈された不満として1952年8月10日の『朝日新聞』「声」欄に投書された中村良作（広島女子短期大学）の文章がある<sup>39</sup>。「前文はたれも異存はあるまい。心からあの人々のめい福を祈る次第である。しかし後文については、私は大いに異議がある。「あやまちは繰り返しません」では「過誤は我にあり」ということになろう。これで犠牲者が、安らかに眠れようか」、「残虐極まり

ない原爆を落したのはたれか。米国人は一様に「原爆投下は終戦を早め、無用の抵抗によるより大きい犠牲を防ぐために…」との弁解をするが、それは決して原爆の残虐性を帳消しにする理由にはなるまい。こゝでこの戦争の責任をとやかく論議しようとは思わぬが、日本の、広島の当局者がいまなおわけもなく卑屈にみえることを、実に遺憾に思うのである、「トビラの後文はよろしく「誤ち〔ママ〕は再び繰返させませんから」と刻み直すべきであろう」、「今こそわれわれは筆舌では実情の百分の一も表し得ない、悲惨極りない原爆の被害を全世界に訴え、第三発目は絶対にこの地球上に落してはならぬことを、即ち戦争の絶滅を、日本人殊に広島、長崎の市民は世界のどの国の人より勝って、堂々と主張し得る権利があると思うのである」。

これに対し8月24日付『中国新聞』「一日一想」欄に、同じく広島女子短期大学の前田栄之助が「あやまちは繰り返しませんか」という異論を寄せている。前田は中村の論に対し、「これは恐らく占領から解放された独立日本のそして広島に相当数の人々の考え方ではないかと思われる。講和と独立の喜びもつかの間、植民地的な名ばかりの独立日本、モルモットでしかなかった民族、裏切られた人道にたいする悲憤、いまやノー・モア・ヒロシマズは人類の反省の言葉から民族の怒りの表白になったのであり、それはそれで正しいものを含んでいる」と一定の理解を示しつつ、「しかしそれが最近の逆コースの風潮と結びつくとき、かつてのあやまちと同じ甚だ危険な独善的な考え方になりかねない」と危惧し、「あの慰霊碑の文句はやはり原文のままがいいと思う」と述べる。そして、「私たちは原爆の体験を通してあやまちを反省するとともに進んでわれわれ自身二つの世界の対立〔東西冷戦〕のなかにいかに身を処しいかにして戦争から遠ざかるかについて民族の全知全力を傾けなければならない、これが碑文の「あやまちは繰り返しませんから」の意味である、私はこの文句に表れたあやまちに対するけんきよな反省と、この反省にもとづく他力本願でない強い主体性、実践性の表明に賛成したい」と碑文の積極的評価を示すのである。「人類の反省」が「民族の怒り」へと転化したとする前田の整理は示唆に富む。前田は「逆コース」へとつながる「民族」的意識の高揚を警戒しているが、同時に「私たち」が「民族」としての課題を負っていることも（当然のように）認めている。

なお、慰霊碑除幕時の市長である濱井は、ラタビノード・パルが同年11月に世界連邦アジア会議で来広した際に呈した碑文に対する不満に対し、次のように自身の見解を述べている。「過去の戦争は明かに人間のあやまちであった、私はあの碑の前に立つ人々がだれであろうと「自分に関する限りはあやまちは繰り返さない」という誓いと決意を固めることが将来の平和を築く基礎であり、また現在生きている人たちがそれを実践したときはじめて地下の英霊は安かに眠ることができるものである、その意味のことを短い文章に書いたのである、碑の前に対してだれの罪であると個人をつかまえてせんさくする必要はないと思う、あの碑の前には世界各国の人が立つだろうと私は思う」<sup>40</sup>。

濱井の説明は民族や国家を回避して世界の諸個人（ある種の世界市民）に期待するもの

であり、彼の平和宣言とも通底している<sup>41</sup>。その思想は一種のヒューマニズムとしての普遍性を有するものである<sup>42</sup>。しかし、現実の日本社会においては、そのような理想的ヒューマニズムに素直に賛同できない人たちが相当数いたに違いなく、それが原爆死没者慰霊碑設計者問題となり、あるいは碑文論争となって表出した。それを前田が指摘したように「ノー・モア・ヒロシマズは人類の反省の言葉から民族の怒りの表白になった」と捉えることもできる。これはもちろんある種のナショナリズムだが、そうであるが故に、問題を人類全体から民族や国家に引き戻す契機を含んでいたと指摘することもできるだろう<sup>43</sup>。

### 3.3 第3期：原水爆禁止世界大会以降（1955年～）

#### 〈広島市長の交代：濱井信三から渡辺忠雄へ〉

第3期の平和宣言の個別検討に入る前に、この時期に起こった変化の概略を先に記そう。まず重要なのは1947年以来市長を務めてきた濱井信三が55年4月の市長選挙で保守系の渡辺忠雄に敗れ、市長が交代したことである<sup>44</sup>。2人の勝負は接戦で、濱井自身は敗因について、平和大通りや平和大橋を大々的に建設する平和都市建設を優先する路線が、住宅不足等を嘆く市民の反発として現れたのではないかと捉えていた<sup>45</sup>。濱井は敗れたが、55年は濱井の平和都市路線の成果が形になった時期でもあった。例えば広島平和記念館は同年6月開館、広島平和記念資料館は8月開館である。また平和記念公園のバラックの立ち退きがさらに進められ、公園としての姿を整えていくのも丁度、渡辺市長の時である<sup>46</sup>。同時に渡辺市政時代は、日本全体がいわゆる高度経済成長期に突入した時代であり、広島でもいわゆる「復興」が急速に進んだ時期である。プロ野球球団・広島カープのホームグラウンドである広島市民球場が建設されたのは57年であった<sup>47</sup>。また、広島市が戦前の最大人口を超えたのは58年末であったが<sup>48</sup>、これに先立って同年5月、平和記念公園や平和大通り、広島城を主たる会場として「広島復興大博覧会」が開催された<sup>49</sup>。広島城の天守閣がコンクリート造で「復元」されたのも復興博覧会に合わせてのことであった<sup>50</sup>。渡辺市政時代を特徴づける一つの性格はまさにこの「復興」とのリンクであった。

目を広島以外に転じた場合、この時期はやはり一つの大きな転機であった。54年からの原水爆禁止を求める動きは、55年8月に広島で原水爆禁止世界大会を開催するまでに成長する<sup>51</sup>。運動の進展は、原水爆禁止日本協議会（日本原水協、55年）や日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協、56年）の結成へとつながり、広島（や長崎）の地でも、それぞれの地域組織が結成されている（原水爆禁止広島協議会、広島県原爆被害者団体協議会）。そして、これらの運動が被爆者の救援を日本政府に働きかけることで、57年3月の「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（原爆医療法）の成立を見ることになる。このとき「被爆者」という存在が法的に制定されることになった<sup>52</sup>。

このような背景を踏まえて、渡辺市長の平和宣言を確認しよう。

### 〈第8回 平和宣言〉(1955年)

渡辺は宣言の冒頭で「本日、広島市原爆被災10周年を迎えるにあたり、われわれは、おごそかに原爆死没者の諸霊を弔うとともに、あの悲惨な体験にもとづいて叫びつづけて来た世界平和への悲願と決意を重ねて世界に向って訴えるものである」と述べる。置かれる位置は転倒しているが、死没者の霊を弔うという点が継承され、さらに「叫びつづけて来た世界平和への悲願」も述べられている。これらの点で渡辺は濱井時代を継承している。市長は交代したが、この基底的な点に変更されなかった。

渡辺の特徴はむしろ「原爆障害者」「被爆生存者」への具体的言及である<sup>53</sup>。「6千人の原爆障害者は、今なお、必要な医療も満足に受けることができず、生活苦と戦いつづけており、更に、9万8千人にのぼる被爆生存者は、絶えず原爆障害発病の不安にさらされている。人体を徐々に蝕む原爆の放射能には人類の健全な社会を崩壊に導く危険性が存在していることを、われわれは、ここに特に指摘する」との文言は濱井時代には見られなかったものである。後の被団協結成に至る前史として、被爆者たちが自らの救済を目指して組織化を進め、原爆文学や報道等でその姿が少しずつ世に知らされてきたことがこの宣言の背景にはあり、そしてそれは不可逆的なものであった。

### 〈第9回 平和宣言〉(1956年)

基本的な構図は昨年と同じだが、変化もある。第2段落は「凄惨を極めたあの運命の日の体験に基いて、「広島悲劇をくりかえすな」と叫びつづけてきたわれわれの声に応じ、今日漸く世界各地より共鳴と激励が数多く寄せられ、原水爆禁止運動は次第に力強い支持を得ており、[……] われわれに新たな勇気を与えるものである」と述べており、昨年にはなかった原水爆禁止運動の高まりへの言及が見られる。

なお56年の広島の特記する出来事として、原子力平和利用博覧会が広島平和記念資料館を会場として開催されたことがあげられる(5月27日～6月17日)<sup>54</sup>。宣言での直接の言及はないが「原子力の解放が一方に於て人類に無限に豊かな生活を約束する反面、その恐るべき破壊力は人類の存続を根本からおびやかしている」という文言には、当時の原子力の「平和利用」への期待が現れている。

### 〈第10回 平和宣言〉(1957年)

1957年の宣言は、「被爆生存者」への言及を継続させつつ、新しい要素も盛り込んでいる<sup>55</sup>。一つは米ソを中心とした核実験の世界的影響への言及である。「しかも世界は既に多かれ少なかれ、この放射能の渦の中に置かれている。現在行われつつある原水爆の実験は、おびただしい放射能を大気中に放出することにより、徐々にではあるが刻々に人類生存の基盤をおびやかしている」。この背景には、イギリスによるクリスマス島での水爆実験(5月15日実施)がある。この核実験は準備段階から広く報道され、実験中止を求める世論が

世界的に高まっていた。広島でも平和記念公園の原爆死没者慰霊碑前で4人の被爆者が反対の座り込みを行った(3月25日～4月20日)<sup>56</sup>。大気圏内における核実験のために世界的に拡散され続けている放射能(放射性物質)という問題は広島市民だけの問題ではなく、(直爆の放射線量と比較にならないとは言え)放射線被曝の問題が世界の人びとにとって現実の問題として生起していることを指摘した点で重要である(残念ながらこの指摘はこの年だけに止まった)。

なお「瓦礫の上に市民のたゆまざる努力により新しい広島市は生まれつつある」という表現は、濱井の言葉であれば平和記念都市建設を指しているであろうが、渡辺の場合は、翌年開催される復興大博覧会に目を向けるならば、むしろ都市の「復興」の姿を指しているように思われる。

#### 〈第11回 平和宣言〉(1958年)

渡辺市長としては最後の宣言となるこの年の特徴は、やはり「復興」を思わせる文言の登場だろう。「こうした悲惨な現実直面しつつ、われわれは平和への祈りをこめて、人類永遠の平和を象徴する平和都市「ひろしま」の建設に努力してきた。今日、あのように草木も青々と茂り、家並も美しく立ちならんできた街を目のあたりにして謹んで地下の諸霊を弔うとともに、いよいよ平和への信念を固くするものである」。平和都市や平和という言葉が何度も出てくることは、渡辺もまた平和都市、平和記念都市の市長であることを示すものだが、「草木も青々と茂り、家並も美しく立ちならんできた街」という表現の背景に、前述した広島復興大博覧会や広島市の人口の回復があることは想像に難くないし、宣言冒頭で「思い出も新たに、当時を回顧し、万感胸に迫るものがある」と述べたのも同じ背景を持つだろう。ただ、翌年の市長選で渡辺は敗れたため、彼が「復興」した広島をどう位置付けるつもりだったか追うことはできない。

4回発された渡辺市長の宣言は、慰霊と世界への発信という点においては濱井の宣言を引き継いでいるが、「被爆生存者」への具体的言及が増えること、その年その年の出来事を背景にした言及が含まれること(ただしこれらはその年限りで継続されていない)が、濱井と対比させた際の特徴である。

#### 〈第12回 平和宣言〉(1959年)

1959年5月の選挙で渡辺は敗れ、再び濱井が市長の職に就く<sup>57</sup>。濱井の復帰1回目の平和宣言は次のような構成になっている。①「本日、われわれは、第14回目の記念すべき日を迎えた」、②「ただ1個の爆弾が40数万の人口を擁した都市を一瞬のうちに廃墟と化せしめ、20余万の尊い人命を一挙に葬り去ったばかりでなく、10数年を経た今日、なお、あの魔の閃光を浴びた人々の生命を奪い続けている」、③「われわれ広島市民がひたすらに念願し、訴えつづけてきたことは、人類連帯の精神に立って、すべての民族、すべての国家

が小異をすてて大同につき、一切の戦争を排除し、原水爆の全面禁止をなし遂げなければならないということである」、④「いまや、世界は、原水爆による破滅の危機に直面している。原子力時代の戦争は、勝利の望みのない戦争であって、それは、人類の自滅を意味することを深く認識しなければならない。平和共存のための新しい国際関係と秩序を打ち立てることこそ、人類に課せられた緊急の要務であることを確信するものである」、⑤「われわれは、今日ここに原爆死没者の霊を弔うにあたり、重ねてこれを全世界に訴え、われわれもまた決意を新たにして、目的達成のために献身することを誓うものである」。②で原爆被害を語り、③で「広島市民」の「念願」を語り、④で世界の危機を語り、⑤で慰霊と広島への献身を誓う。③の「広島市民」の「念願」が加わり、また②に原爆症（原爆後障害）に苦しむ被爆者への言及が加わり、さらに「原水爆の全面禁止」が明言されるようになっている<sup>58</sup>が、基本的な構成は54年以前と変わっていない。そして、「人類連帯の精神に立つ」、「すべての民族、すべての国家が小異をすてて大同につく」という世界市民的思想は、変わらず彼の宣言の中核を占めている。この構成は63年の宣言（第16回）までほぼ変わらず続いている。

濱井は、少なくとも宣言においては被爆者を具体的には語らず、「復興」についても語っていない。54年以前は被爆者の運動が活発でなかったこともあったが、日本被団協や広島県被団協の成立後、あるいは原爆医療法制定後の時期でも盛り込んでいないということは、宣言にこの要素は不要と彼が判断したということになる。濱井にとっての平和宣言とは、広島への原爆投下という歴史的出来事が示した核時代における世界の危機、人類全滅を避けるための核兵器の禁止と戦争の完全放棄、そしてそれはすべての民族や国民つまり人類全体の課題であることを国内外に訴え、（集合的存在としての）広島市民もまたそのための努力をすることを誓うものであった、とまとめられよう。本稿で検討してきたように1947年から50年代後半までの平和宣言は、4年間の渡辺市政を挟みつつ、それでもやはり濱井がリードして形成してきたものだったと言ってよいだろう。

## 4. おわりに

### 4.1 本稿の検討の整理

本稿は検討の終期を厳密に定めずに開始したが、第2期濱井市政の平和宣言の特徴は1959年の第12回宣言の検討で見通しが立ったと思われるので、この時点までを検討対象としたい。最後に本稿で検討してきた内容とポイントをまとめておきたい。

広島市長の発する平和宣言は占領下の1947年に初めて読み上げられ、平和祭の中止、平和記念式典への変化、市長交代などの転換点を経つつも、（50年を除き）途切れることなく継続して発出され続けて来た。現在まで続く平和宣言を見通すとき、この継続性は必ずしも当然ではなかったこと、その意味で平和宣言が途切れることなく続いたことの意義は

強調しておいてよい。本稿では検討できなかったが、原水爆禁止運動が日米安保体制つまり米国の核戦略に従属する日本への批判を強め、その軛を脱して核兵器とのつながりを積極的に断とうとする姿勢が鮮明になると、当初は原水爆禁止世界大会に賛同していた自民党や保守勢力が運動を批判し、距離をとるようになってくる。その危機は広島でも惹き起こされた。59年6月定例広島県議会で自民党が第5回原水爆禁止世界大会の方向性に対し「政治的な含みが多分に認められる」として補助金30万円の拠出を批判し、採決の結果、拠出取り止めとなった<sup>59</sup>。また同年12月定例県議会では「原爆犠牲者の大慰霊祭執行についての要望」として広島県が独自に主催する慰霊祭を開催することが発議、可決された<sup>60</sup>。広島市はこれに対して県を説得し、60年の平和記念式典は初の（そしてこれまでで唯一の）県市共催という形を取るようになった。また、県は明仁皇太子（当時）の出席を打診し、式典に初めて皇太子が出席することとなった<sup>61</sup>。原水爆禁止運動では、61年に核兵器廃絶・平和建設国民会議（核禁会議）が新たに結成され、続く63年、日本原水協が日本社会党系と日本共産党系との間で分裂し、現在もまだ再統合を見ていない。本稿が対象としたのはその手前の時期までであり、またこの分裂の評価には詳細な検討も必要であるため、これ以上はふれない。ただ、本稿が辿ってきた濱井信三の態度を振り返って見ると、濱井は当初から民族や国民を超えた世界市民の人類を呼びかけの対象としており、国家内の政治や国家間の政治（国際政治）には踏み込まないことを運動の軸に据えて来た<sup>62</sup>。占領下ではGHQへの配慮としての側面もあるが、占領解除後も濱井は積極的にこの態度を維持している。それが50年代末までの広島の原水爆禁止運動の発展の特質とうまく合致していたことは間違いない。しかし、濱井のこのようなスタンスに対し、様々な形で不満が現出したことも本稿で見たとおりである。ヒロシマを誰によって代表させるべきか。これに唯一の正解はないにしても、その内の1人として広島市長があることは大方の了承を得られるだろう。しかし、彼が代表して見せたものもまた限定的なものであるしかなかったのである。

このような歴史的過程として1947年から50年代末までの平和宣言を見てきたが、それでは時代的制約を超えて、現在への参照として確認されるべき点はどこにあるだろうか。筆者はその一つを日本国憲法の扱いに見たい。どういうことか。占領下の平和祭で読み上げられた3度の平和宣言には、直接的間接的に日本国憲法の平和主義（とくに前文）が積極的意義を持って言及された。このことは、広島市の平和祭が占領改革に合致するものであることを占領軍に示すという側面を持つであろうし、財政上の優遇を目指して広島市を対象とした特別法の制定を国に求めるために最高法規の文言を援用した側面があることを無視できないものの、憲法の理念が広島平和記念都市建設法に生きていることを示している。国内外に向けて高らかに呼びかけた初期の平和宣言が日本国憲法の理念を広島の理念として宣言したことは、やはり消せない重みを持つだろう<sup>63</sup>。現在の平和宣言が（あるいはより広く広島市の「平和行政」が）広島理念と日本国憲法の平和主義とのつながりに言及することがほとんど無いとしても<sup>64</sup>、平和宣言が過去のその継承の上に成立して

いるとすれば、表面的には見えなくとも宣言の土台の中に練り込まれてきた日本国憲法の理念は、いまま広島市を潜在的に律していると評価してよいのではないだろうか。今後の広島の「平和」のあり方を基礎づける上で、この点はいままって重要なはずである。

#### 4.2 「大同」と「小異」をめぐる

原水爆禁止運動は、同時代の多くの人々の素朴な平和への希望を基礎としたものであった。保革を問わず進展した運動はその意味で「国民的」であり、「大同」団結の運動であったと言える。しかし、このとき捨てられた「小異」は、決して棚上げできるほど小さなものではなかった。それは2度にわたる原水禁運動の分裂がよく示している（たしかに運動の分裂は、実際的には党派の争いによって惹き起こされた訳だが、根源的な部分ではそれだけに限定すべきでない問題を含んでいる。例えば峠三吉は朝鮮戦争下で行った原水爆禁止の活動で「敵を明らかにする」ことを訴えた<sup>65</sup>）。その意味で、民族や国家を（さらには階級も）超えた全人類的で世界市民的な方向を志向した「大同団結」としての原水爆禁止の運動（それは平和宣言の方向でもある）は頓挫を余儀なくされた。とはいえ、大衆運動の強みが、詰まるところその大規模な結集にあるのだとしたら、「大同団結」という課題はいまも重要である。だからこそ、不成立に終わっているにせよ原水禁運動の再統一が目指され<sup>66</sup>、あるいは別の形であるが世界連邦運動に依拠する反核運動<sup>67</sup>や、市民・研究者による実態調査を基礎とした諸運動（原水爆被災白書運動や爆心復元運動<sup>68</sup>等）がその後、展開されて行ったのである<sup>69</sup>。それだけでは十分でなかったにせよ、少なくとも戦後日本社会の主流は「核武装やむなし」という方向には舵を切らなかった。分裂したとは言え原水爆禁止の運動はこのような社会的平和意識と相互関係を持つ。広島で平和記念式典が継続し、市長の平和宣言が発表され続けていることは、このような戦後日本社会を（部分的にはあるが）象徴するものであろう。

本稿では、このような平和宣言に焦点化される「ヒロシマ」イメージの形成過程を辿りなおすことに主眼を置いた。そのため、広島の社会的平和意識を構成する別の大きな要素である、被爆者たちの思想や運動に深く踏み込むことができなかった。次の課題は、本稿で辿りなおした動向を踏まえつつ、「小異」として切り捨てられることに抗った諸々の社会意識を追いかけることになるだろう。

#### 注

- <sup>1</sup> 「ヒロシマ戦後史」とは、宇吹暁の著書『ヒロシマ戦後史』（岩波書店、2014年）を踏まえた表現である。
- <sup>2</sup> 広島市の公式ホームページには「原爆・平和」というカテゴリーが設置されており、そこに「平和宣言」が掲載されている。<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/heiwaseigen/list2076.html>（最終閲覧 2023年10月18日）なお参考までにふれておくと、第1回から比較的近年までの平和

- 宣言を収録した刊行物としては、早稲田大学出版部編『「平和宣言」全文を読むーヒロシマの祈り』（早稲田大学出版部、2022年）がある。
- 3 選出時は衆議院議員。なお彼は「大政翼賛会の推薦議員であったという理由」で公職を追われた。（濱井信三『原爆市長』朝日新聞社、1967年、48頁）
  - 4 広島市編『広島新史 資料編Ⅱ』（広島市、1982年）、83頁。地の文をひらがなにあらため、適宜読点を補足した。なお本稿では、本資料に限らず、資料上の歴史的仮名遣いは適宜、現代仮名遣いにあらためている。
  - 5 ただし広島を「軍都」と呼ぶこと、あるいは「軍都広島」と呼ぶこと自体は木原が遡って述べるほど古い時期からではなく、広島の場合、おそらく1930年代以降であった点に注意が必要である。筆者が現時点で確認している中で最も古い使用例は、『糧友』第9巻第12号（糧友会、1934年12月）に掲載された糧友会広島支部「満洲事変記念日に於ける軍都広島満洲パン総動員」であり、その後は例えば西亀正夫「軍都としての広島」（『地理学』第4巻第7号、古今書院、1936年7月）などがある。
  - 6 なお原爆をめぐる言論は占領軍によって厳しく統制されており、発表に大きな困難を伴っていた。例えば、好村富士彦「プレス・コードとヒロシマ」（被爆50年記念史編修研究会編『被爆50周年 図説戦後広島市史 街と暮らしの50年』広島市総務局公文書館、1996年）等を参照。
  - 7 濱井は1895年、広島市生。東京帝国大学法学部卒。1935年に広島市役所に入庁。原爆被爆時には「物資課長」を務めていた（『濱井信三追想録』濱井信三追想録編集委員会、1969年、「年譜」668頁）。最初の市長選では当初協力を申し出ていた日本社会党が結局中立姿勢をとったが、1951年の市長選では社会党の支援を得、当選している。ただし濱井は市長は党に所属しない方がよいとの考えで、入党はしていない（濱井前掲書、95頁および216-217頁）。
  - 8 宇吹前掲『平和記念式典の歩み』、9頁。
  - 9 宇吹前掲『平和記念式典の歩み』、9-13頁。
  - 10 この点はすでに宇吹が指摘しているが、重要なので本稿でも繰り返し指摘しておく。
  - 11 [ ] 内は筆者による補足を示す。
  - 12 宇吹前掲『平和記念式典の歩み』、13-16頁。
  - 13 なお、最初の平和祭が開催される前年の1946年8月6日、広島市は広島復興祭（広島市平和復興祭）を催し、8時15分に全市にサイレンを鳴らして「平和の祈り」を市民に伝えたと地元紙・中国新聞で報じられたが、その際、同紙は、「この日この時の“平和の祈り”は戦争放棄を世界に宣言し、平和国家として再建するわが国で子孫永劫に続けられ民族の記念行事となることであらう」と述べている（『中国新聞』1946年8月7日）。日本国憲法制定以前ではあるが、「戦争放棄」「平和国家」言説はすでに見て取ることができる。一方、後述する「民族」の問題で言えば、「子孫永劫に続けられ」るべき「民族の記念行事」と捉えている点にも注意しておこう。
  - 14 法制定を働きかける際の濱井たちの認識はさしあたり『広島新史 資料編Ⅱ』236-259頁、参照。また、平和記念都市建設と観光との関係については、濱井信三「広島市観光事業の本質と概観」（『国際観光』第10号（第2巻第4号）、観光事業研究会、1949年12月）を参照。
  - 15 ヒロシマピースセンターについては川口悠子「谷本清とヒロシマ・ピース・センター」（『同時代史研究』第3号、同時代史学会、2010年）参照。なおノーマン・カズンズは世界連邦運動の主唱者の一人で、原爆を契機に世界連邦論を展開した（内輪雅史「第二次大戦後初期のノーマン・カズンズの世界連邦運動と原爆投下観：Private Diplomacyへの道」『国際公共政策研究』第24巻第2号、大阪大学国際公共政策学会、2020年3月、参照）。
  - 16 広島市が主催した1949年5月3日の平和講演会（講師は賀川豊彦）で、濱井は主催者として世界連邦運動を紹介している（世界連邦建設同盟編『世界連邦運動二十年史』世界連邦建設同盟、1969年、133頁）。濱井はその後も世界連邦建設同盟広島支部顧問に就く（同書、603頁）。日本の世界連邦運動は「広島」への期待を強く持っており、中島進『世界連邦は広島から』（世界連邦広島協議会、1953年）では、「いずこの国が叫ばなくとも、世界連邦は日本から叫ばなくてはならぬ。しかもそれは、原爆広島から、いちばん強く叫ばれてよい。原爆が空想でなかったことを身をもって体験した広島こそは、世界連邦もまた空想でないことを、必ずや直観しているにちがいない」（17頁）、「広島には、世界連邦を説く特権があり、同時にまた義務がある」（18頁）と強く説かれている。ただし、ここには注意しておくべき点もある。

中島の表現が示しているように、世界連邦運動家は単純にナショナリズムを超えた訳ではなく、「日本」を強く意識していた（1952年の「独立」を背景としたナショナリズムの高揚）。中島以外にも、加茂儀一（世界連邦建設同盟理事長）も（やや後になるが）「原爆の惨禍を身をもって体験した日本人は、それ故にこそ世界中で戦争の恐ろしさを最もよく知っている国民である。それ故にこそ日本人は世界における唯一の平和憲法をつくることができた。またその精神を世界の国々においても実現できるように主張し得るだけの資格をもっている国民である」、「われわれ世界連邦建設運動は、このような日本人の魂の叫びを実現するために終戦直後に始まっている」（「序文」、世界連邦建設同盟前掲書、6頁）と語っている。また、中島が「静かに祖国を省みるとき、国土は四つの島にかぎられ、人口は過剰で資源にとほしい」（同書、16頁）とかつての帝國的版図への郷愁を端無くも表してしまったように、植民地主義への批判的意識を読み取ることも難しい。ヒロシマ（そしてナガサキ）は核時代下の世界・人類への強い警告であるが、それは植民地主義的近代の課題を上書きして全て塗り潰すものでもないし、そうあってはならない。両者はそれぞれに解かれるべき課題なのである。

- <sup>17</sup> 熊倉啓安『戦後平和運動史』大月書店、1959年、34-36頁。
- <sup>18</sup> 宇吹前掲『平和記念式典の歩み』、22頁。引用箇所は宇吹が広島平和協会常任委員会の記録より引用した箇所を重引。
- <sup>19</sup> 8月5日に全市に配られた「広島市警察号外」より。なお同号外の見出しは「平和祭に名を借りる不穏行動に乗るな！／知らずして犯罪に問われるな！」であった。（宇吹前掲『平和記念式典の歩み』、23頁）
- <sup>20</sup> 吉川清『「原爆一号」といわれて』（筑摩書房、1981年）、123-124頁。このときの広島市内の様子を峠三吉は「一九五〇年の八月六日」という詩に詠んだ（峠三吉『新装・愛蔵版 原爆詩集』合同出版、1995年、94-99頁。初出は『われらの詩』第12号、1951年9月20日）。
- <sup>21</sup> 宇吹前掲『平和記念式典の歩み』、23頁。なお、集団的な「慰霊」は特定の宗教的あるいは民俗的な共同性が存在して初めて成立する。集団内の構成員たちはそのことについて無意識であることも多いだろう。「命日」という記念日に何を為すべきか、あるいは何を為してはいけないのかは、特定の政治性（広い意味での）を有するが、それが「政治的ではない」と認識されるのはこのような無意識の産物である。そして、日本社会の生活文化の中にいる者にとって、「命日」に騒ぐという行為が好ましからざる行為であり、遺族や親しい者の気持ちを逆撫ですること自体は理解できる（例えば1952年8月7日『中国新聞』社説「「八月六日」と広島の問題」は、「式典が簡素のうちにも荘重に行われたことは、これまでのそれと比べてみると大きな進歩である。〔……〕敬虔な、静かな祈りこそわれわれ日本人にはピッタリとするのだ」と述べる）。しかし、1945年8月6日という歴史的世界史の1日の意味を、誰かが排他的に所有すべきでないこともまた首肯されるであろう。
- <sup>22</sup> 『中国新聞』1951年8月4日。
- <sup>23</sup> なお原爆に限定されない戦争死者の問題に関しては、1952年5月2日、初の全国戦没者追悼式に合わせ広島県・市共催の追悼式が広島市民広場で開催され（『広島県立文書館企画展 戦中・戦後の援護－戦争犠牲者への追悼と援護』広島県立文書館、2002年7月26日、7頁）、また11月には遺族遺児による戦後初の靖国神社への集団参拝も行われた（『中国新聞』1952年11月10日）。
- <sup>24</sup> 正式名称は「広島市平和都市記念碑」だが、この名で呼ばれることは稀であるため、本稿でも通称を使用する。
- <sup>25</sup> ただし除幕式では碑の周囲を幕で囲っていた。当時の平和記念公園内には原爆被災者の住むバラックが多くあり、この幕は式典に際し記念空間からバラックを隠す効果を持っていた。（この点については、西井麻里奈『広島 復興の戦後史』（人文書院、2020年）とくに「第4章 禁じられた復興を生きる－広島平和記念公園」参照）
- <sup>26</sup> 宇吹前掲『平和記念式典の歩み』、26-27頁および54頁。
- <sup>27</sup> 広島県・広島市をはじめ県・市医師会、大学医学部、官公立病院等が一体となって1953年1月に「広島市原爆障害者治療対策協議会」（略称「原対協」）が設立され、被爆者の健康診断や被爆者の健康管理に関する調査研究を開始した。（公益財団法人 広島原爆障害対策協議会の公式ウェブサイト内「原対協とは」および「沿革」を参照）

<http://www.gentaikyō.or.jp/index.html> (最終閲覧 2023 年 10 月 18 日))。宇吹前掲『ヒロシマ戦後史』、90 頁も参照。

- <sup>28</sup> このとき大きく取り上げられたのは第五福竜丸であったが、被曝した漁船が第五福竜丸だけでないことはその後の研究で示されている。なお第五福竜丸の船体に書かれている船名は「第五福龍丸」であるが、第五福竜丸の事績を伝える第五福竜丸平和協会等は「第五福竜丸」という表記を採用しており、本稿もそれに従うこととする。
- <sup>29</sup> 丸浜江里子『原水禁署名運動の誕生』(凱風社、2011 年)、207 頁。
- <sup>30</sup> 1986 年の平和宣言ではチェルノブイリ原発事故への言及があり、1988 年の平和宣言では「ヒロシマはまた、飢餓、貧困、人権抑圧、地域紛争等で苦難に喘ぐ人びとに思いをいたし、早急な解決が図られるよう関係諸国に切望してやまない」と述べた。いずれも荒木武市長である。アジアの戦争被害国からの声が反映されるのはさらにその後、荒木の次の平岡敬市長のときである。
- <sup>31</sup> この運動は丸浜前掲書に詳しい。
- <sup>32</sup> 翌 1955 年は 5 万人となり、その後は 2 万人から 5 万人で推移している。(宇吹前掲『平和記念式典の歩み』、73-75 頁。)
- <sup>33</sup> 碑のデザインの依頼・検討時期については越前俊也「イサム・ノグチの《広島死没者記念碑》案：その制作期間と起源について」(『文化學年報』第 62 号、同志社大学文化学会、2013 年)を参照。なお同問題については中村尚明が「丹下健三による 3 つの広島平和記念公園慰霊施設案とイサム・ノグチの設計参加前後の広島市の戦災死没者慰霊施設計画」(『横浜美術館研究紀要』第 24 号、横浜美術館、2023 年)で広島市長・浜井信三の発言を検討し、異論を唱えている(中村はこの他にも「イサム・ノグチと丹下健三による《広島死者のためのメモリアル》図面(ハーバード大学デザイン大学院フランシス・レーブ・ライブラリー蔵) - 彫刻家と建築家の真のコラボレーションの記録」(『横浜美術館研究紀要』第 21 号、横浜美術館、2020 年)、「イサム・ノグチと丹下健三による広島平和記念公園慰霊施設案コラボレーションの背景 - 記念施設としてのコミュニティ・センターを中心に」(『横浜美術館研究紀要』第 22 号、横浜美術館、2021 年)といった研究を発表している)。
- <sup>34</sup> 「誇り傷つけられたイサム・野口／慰霊碑設計を葬る／濱井市長と対決に来広」(『中国新聞』1952 年 4 月 8 日)
- <sup>35</sup> 岸田は 1899 年、福岡生まれ。1965 年没。建築家。丹下は彼の弟子に当たる。(「岸田日出刀」、彰国社編『建築大辞典 第 2 版〈普及版〉』彰国社、1993 年)
- <sup>36</sup> 岸田日出刀「広島に碑」(岸田『縁』相模書房、1958 年)、83-87 頁。丹下健三・藤森照信『丹下健三』(新建築社、2022 年)の 152-153 頁にも再掲。
- <sup>37</sup> なお、中村尚明は岸田日出刀の発言について、「日本人」云々の箇所が従来注目されてきたが、むしろ「1 等当選者」が設計に当たるべきだという点が重要だったとして次のように説明する。「1948 年、岸田は競技設計結果が往々にして実施と結びつかない日本の現状を是正すべく、日本建築学会において「建築設計競技執行基準」を取りまとめた。そこでは競技設計後の建築実施における 1 等当選案(協同提案も含む)の採用、設計監理の 1 等当選者への依頼を原則とする旨が明記され、さらに競技設計審査員は「当選案が正しき姿で実施されるよう」主催者と当選者を仲介する任務があるとされた、「仮令日本人であっても丹下以外の者の設計を認めることは岸田にとって論外であったと思われる」、「岸田のふたつの論点の内、主眼は 1 等当選者の丹下が設計に当たるべきことにあったとみるべきだろう」(中村前掲「丹下健三による 3 つの広島平和記念公園慰霊施設案とイサム・ノグチの設計参加前後の広島市の戦災死没者慰霊施設計画」、37 頁)。この中村の整理は説得力があり、岸田発言の背景として反論するつもりはない。ただ、本稿のこの箇所では原爆死没者慰霊碑の設計問題に働いていたナショナリズムとその言説を確認することが目的であるため、従来からの「日本人」云々の部分に重きを置いた。
- <sup>38</sup> 俗に「慰霊碑碑文論争」と呼ばれるもので、(1) 除幕直後の 8 月の新聞紙面、(2) ラダビノード・バル発言をきっかけになされた同年 11 月、(3) 岸田日出刀が批判文を発表した 1957 年、(4) 老朽化した慰霊碑の改修に際しての 1969 年の 4 回、提起されている。碑文論争の大枠については、さしあたり斎藤一「慰霊碑碑文論争」(川口隆行編『〈原爆〉を読む文化事典』青弓社、

2017年、所収)を参照されたい。本稿は碑文論争全体を見通すことが目的ではなく、平和宣言が示す原爆認識等を捉える上での参照点として理解することが目的であるため、1952年8月の初期の議論のみ参照する。なお現在の広島市の公式見解は「原爆死没者慰霊碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返させぬから」と刻まれています、どういう意味ですか? (FAQID-5801)」<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/faq/9398.html> (2023年10月18日最終閲覧)を参照のこと。

<sup>39</sup> この投稿は、管見の限り西部本社版にのみ掲載されている。

<sup>40</sup> 「平和への誓いを固める象徴／浜井市長語る」(『中国新聞』1952年11月4日)。一方、1952年11月開催の世界連邦アジア会議を回顧する記事(黒川記者名で執筆、『中国新聞』11月8日付)は、「元来世界連邦運動が発散する観念的体臭は宗教的である」と評しているが、パルに対しては「パル博士の思想的背景は、アジア民族主義でありその述べられた意見は、すべて日本無罪論が根源になっていることがわかる、彼の平和論にしても、欧米者流平和主義者に対しブルドッグがかみつくようなすさまじさが感じられるのもそのためである」、「彼の印象はアジア民族主義の有力な一あるいは最も民主的かつ戦闘的なアジテーターたる資格を失わぬ、従って欧米文化のとうとうたる現下の日本では、一般民衆との間に歴史感覚のずれができて、ときとして一見奇矯な意見に響くときもあったが、その意味において彼は時代の先駆者のコースを直進している"時の人"である」と評価している。

<sup>41</sup> 濱井の姿勢を示す上で興味深いエピソードについての証言がある。彼の死を悼んで刊行された追想録で高田正巳(執筆時、年金福祉事業団理事長)が綴った、1947年の秋ごろのやりとりである。高田の問いかけに対し濱井は次のように答えたという。「『原爆で郷土を破壊され、肉親や知人を多く失った君のその気持はよくわかる。しかし君は当時広島にいなかった。私は現場にいて自分も被爆し、且つあの惨状を目のあたりに見たのだ。そこに大きな違いがある。この世の終りかと思われるあの状況を身をもって体験した私の頭に、先ず浮かんで来たのは、誰のせいだとなったかの詮索ではなくて、こんなひどいことは人間の世界に再びあってはならぬという痛切な思いだけだった。平和祭の中で君のいう慰霊祭も勿論やったが、行事全体の重点はむしろ平和希求にある。』」(高田「被爆の詮索より平和」、濱井信三追想録編集委員会前掲書、488-489頁)。エピソードの正確な検証は困難だが、本稿で整理してきた濱井の姿勢と相通ずるものがある。

<sup>42</sup> ヒューマニズムに依拠する同時代的発言は、彼以外にも見られる。例えば1952年5月22日付『中国新聞』社説「『広島』の主体性について」は、「外から広島を訪れる人人が期待している点は、やはり広島が世界平和のセンターとなるべきであり、またその資格があるということである。[……] 原爆の悲劇を通して、そこから新しく生れてきた普遍的ヒューマニズム(平和への関心)が訪れる人々の心を激しく打つからに他ならぬのである」と述べる。また同年8月2日付『中国新聞』に掲載された四竈一郎(広島在住の牧師)「八月六日に寄す／広島の倫理」も、「この出来事〔原爆〕に由来するヒューマニズムの生々しい良心的うめきにわれわれは耳をおおう事は出来ない」と述べている。広島以外では、例えば野間宏が1955年に「人類の立場」(『世界』第109号、岩波書店、1955年1月)という一文を発表し、「放射能と死の灰」の問題にふれつつ、「一九五四年に於て何よりも先ずとりあげるべき思想の問題は、人類意識の新しい誕生である」(125頁)と述べた。なお、社会学者の根本雅也は『ヒロシマ・パラドクス』(勉誠出版、2018年)の「第一部 創られたヒロシマー 普遍主義の力学」において、占領下から原水禁運動分裂後の1960年代までの広島における反核の意識を分析し、「普遍主義」「ヒューマニズム」「人道主義」といった理念がそれらを主導していたことを指摘している。また、国際政治学者の藤原帰一も「ヒロシマが非政治化されたこと」が「ヒロシマ言説の持続力を説明する一つの理由」としている(「広島・南京・靖国」、マイケル・D・ゴールドウイン、G・ジョン・アイケンベリー編、藤原帰一・向和歌奈監訳『国際共同研究 ヒロシマの時代』岩波書店、2022年、204頁)。

<sup>43</sup> ここで言う国家の問題の中には、戦争責任の問題も含みうると筆者は考える。しかし本稿で取り上げた中村や岸田には、アメリカの戦争責任を追及する姿勢は見られない。彼らの態度は、ナショナリズムの感覚がアメリカの戦争責任追及へと直結するものではないことを示している。なお、ヒロシマをめぐる「被爆ナショナリズム」という視角からの議論も存在して

- いるが、本稿ではその問題までは踏み込めない。
- <sup>44</sup> 渡辺は1898年、広島県山県郡生まれ。戦前は東京で弁護士をしていた。1946年4月の戦後最初の総選挙で自由党から立候補し当選するが公職追放（「20人の広島市長／市制施行から90年（19）渡辺忠雄（22代）」『中国新聞』1979年3月30日夕刊および児玉琢雄編『平和都市建設に活躍する人々』県報関西新聞社、1957年、5頁、参照）。任期は結果的に1期のみで、1955年5月2日から59年5月1日まで（広島市公式ホームページの歴代広島市長参照）。
- <sup>45</sup> 濱井前掲書「市長落選の記」276-283頁。（同記事では「濱」ではなく「濱」となっている）
- <sup>46</sup> 広島市の説明では平和記念公園の完成時期は1955年8月ごろ、供用開始が56年4月1日からとされている。<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-park/7480.html>（最終閲覧2023年10月18日）
- <sup>47</sup> 「文書と写真でたどる旧広島市民球場」（『広島市公文書館紀要』第30号、広島市公文書館、2018年3月）参照。
- <sup>48</sup> 『広島市勢要覧 1958年版』（広島市、1959年）、8頁。
- <sup>49</sup> 同博覧会の概要については、公式記録である広島復興大博覧会誌編集委員会編『広島復興大博覧会誌』（広島市役所、1959年4月1日）を参照。この博覧会について取り上げるべきことは多いのだが、ここでは広島城を会場とした「郷土館」に言及しておきたい。この館は前近代から広島を歴史を辿る展示を行っているのだが、栄光の広島史を辿り直す構成になっており、近代以降もその流れで描かれている。近代日本の戦争はほとんど無批判に描かれている。
- <sup>50</sup> 広島城の天守閣復元については財団法人広島市文化財団 広島城編『広島城の50年』（広島市市民局文化スポーツ部文化財担当、2008年）を参照。この時期は「第一次お城復興ブーム」と呼ばれ、広島城以外に和歌山、名古屋、大垣、岡山、福山が天守閣を再建している（同書14頁）。ただ、丹下健三による「広島平和公園計画」では、広島城本丸跡には図書館、美術館、科学博物館が建設される計画になっており、天守閣の復元は予想されていなかった（丹下健三計画研究室「広島計画 平和都市の建設」、『国際建築』第17巻第4号、美術出版社、1950年10月、30頁）。その他、広島城址内の史跡で広島市の歴史認識と深く関わるものとして「大本営跡」がある。1956年10月1日に広島県議会事務局が発行したパンフレット『ひろしま』には広島市観光協会が設置した「大本営跡」の観光案内板の写真が掲載されている。戦後いつからこのような案内板が復活したかはわからないが、復興博を2年後に控えた時期にはすでに簡素ながら案内板が復活していた。
- <sup>51</sup> 第2回以降の開催が当初から定まっていたわけではないので、第1回と呼称されるのは後になってからである。また、主会場は1955年広島、56年長崎、57年東京、58年東京、59年広島となっていて、当初は広島と長崎が大会会場として固定されてはなかった。
- <sup>52</sup> 法的存在としての「被爆者」については、例えば直野章子『被ばくと補償』（平凡社、2011年）を参照。
- <sup>53</sup> 前述したように「被爆者」という表現はこの時点ではまだ定まっていないため、呼称にブレがある。
- <sup>54</sup> さしあたり山本昭宏『核エネルギー言説の戦後史』（人文書院、2012年）を参照。ただし広島での同博覧会の原資料はほとんど残されていない。
- <sup>55</sup> ただし、1957年4月1日に施行された原爆医療法について直接の言及はない。
- <sup>56</sup> 中国新聞社「ヒロシマの記録」の1957年3月25日の項。  
<https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=26286>（2023年10月18日最終閲覧）
- <sup>57</sup> 1959年5月2日から67年5月1日まで2期務めた。その後、民社党公認で参議院選挙に出る決意を固め、68年2月26日、広島市平和記念館で決意表明の演説を行ったが、その直後、急逝した（濱井信三「参議院選挙立候補を決意」、濱井信三追想録編集委員会前掲書、2-5頁）。なお、このとき濱井は「いろいろと、私なりに研究いたしました結果、今日の民社党の方針、これが今後の政治としては一番日本民族にとっては正しい行き方なのではないかとかねがね考えておりましたので〔……〕入党いたしました次第でございます」と述べている（4頁）。
- <sup>58</sup> 「一切の戦争の排除」はすでに1954年の宣言に見える。なお「原水爆」を「核兵器」と呼ぶようになるのは1960年の宣言からである。
- <sup>59</sup> 広島県議会事務局編『広島県議会史 第6巻』（広島県議会、1965年）、1553-1554頁。自民

党の動きについては、宇吹前掲『ヒロシマ戦後史』、192-209 頁および根本雅也「被爆ナショナリズムの政治力学－自民政権と核兵器・被爆者問題－」（『社会学評論』第 72 巻第 3 号、2021 年）も参照。

<sup>60</sup> 広島県議会事務局前掲書、1586-1587 頁。

<sup>61</sup> 広島県議会事務局前掲書、1602-1603 頁。ただし、1960 年 2 月定例県議会では「原水爆実験禁止についての要望」が原案通り可決されており（同 1620-1621 頁）、原水爆批判自体は共有されている。

<sup>62</sup> 根本前掲書や藤原前掲論文も参照。

<sup>63</sup> 平和宣言での直接の言及は少なくとも、例えば 1964 年のある集会で濱井は（広島市長としてではなく原水爆禁止広島市協議会議長の肩書での発言だが）「わたくしたち国民は、過去の悲惨な体験を生かし、平和憲法を固くとり守ることによって、わが国が人類協和の強力な基地となるよう、懸命の努力をいたさなければなりません」と述べており、日本国憲法の理念を評価していたことを確認できる（浜井信三「悲惨な体験を平和に生かす」、護憲・核武装阻止・平和と軍縮のための日本大会実行委員会日本社会党国民運動委員会編『1・30 報告決定集』日本社会党機関紙局、1964 年、33-34 頁）。なお、世界連邦運動もまた日本国憲法の平和主義を高く評価している（森恭三「世界連邦の現実性」、世界連邦建設同盟前掲書、33-35 頁、参照）。

<sup>64</sup> ただし、2023 年に広島市が刊行した小冊子『平和文化の振興』では、冒頭の「御挨拶」で松井一實市長が、「広島市の平和の取組は、日本国憲法と広島平和記念都市建設法を重要なよりどころとしています。日本国憲法前文において、日本国民が「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚」し、「平和を愛する諸国民の公正と信義」を信頼し、「われらの安全と生存を保持しようと決意」していること、また、憲法に基づいて制定された広島平和記念都市建設法において、広島市を「恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴」として、広島市長は「平和記念都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ」とされていることにより、私たちは核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指す活動を続けています」と明言している。これは昨今の広島市の動きとしては珍しい事例である。（同冊子は次で閲覧できる。<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/atomicbomb-peace/321223.html>）とはいえ、日本国憲法の思想が実際にどのような形で市の「平和行政」に反映されていると言えるかについては、具体的な事例を取り上げ詳細に検証を行う必要がある。

<sup>65</sup> 「〔1952 年 8 月 6 日の平和大会で〕平和会議文化団体を代表して峠三吉は「この大会をつぶそうとする力は決して弱くはなっていません。昨日の新聞は大会に対して警察の出動準備完了という脅迫的な記事を大きく書いていますが、これをみても我々は無原則的なひろさを求めることを自己批判しなければなりません。敵は誰であるか、味方は誰かそれをはっきりさせて我々は更に前進しましょう。」とあいさつして、多くの参加者を感動させました。」（深川宗俊『1950 年 8 月 6 日－朝鮮戦争下の広島』原水爆禁止広島市協議会、1970 年、47-48 頁）

<sup>66</sup> 1977 年、14 年ぶりに原水爆禁止世界大会が統一開催されたが、宇吹は NGO 国際シンポジウムの準備・開催がこのことに果たした役割を指摘している。（宇吹前掲『ヒロシマ戦後史』、282 頁）

<sup>67</sup> 濱井の次の市長である山田節男も世界連邦運動に熱心であり、市の平和行政の中に積極的に位置づけた。（宇吹前掲『ヒロシマ戦後史』、258 頁）

<sup>68</sup> 例えば志水清編『原爆爆心地』（日本放送出版協会、1969 年）参照。

<sup>69</sup> 根本は、原水禁運動分裂後、政治的立場を超えて参加可能な運動として被災白書運動があったことを指摘している（根本前掲書、70-74 頁）。

